

船橋市

木造住宅除却助成事業

のご案内



船橋市では、住宅倒壊による被害を未然に防ぐため、
昭和56年5月以前に新築された木造住宅の
除却工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。

お問い合わせ先・申請先

船橋市建築指導課耐震係

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 本庁舎6階

TEL：047-436-2632

🔍 キーワードで検索する

船橋市 木造住宅 除却

検索



1 助成金はいくらもらえるの？

除却工事費の 23%（上限30万円）を助成します。

※ 住宅の除却に要する費用を対象としており、外構等は対象外となります。

2 どんな木造住宅が助成の対象になるの？

昭和 56 年 5 月以前に新築された 2 階建て以下の木造住宅です。

- ※ 昭和 56 年 6 月以降に増築した部分の合計が、昭和 56 年 5 月時点の延べ面積の 2 分の 1 を超える場合は対象外です。
- ※ 建築基準法等に違反している住宅は対象外です。
- ※ 過去に耐震改修の助成を受けている住宅は対象外です。
- ※ 在来軸組工法で建築した一戸建てまたは併用住宅（住居部分が延べ面積の 2 分の 1 以上）が対象です。梓組壁工法（2×4 工法）や丸太組構法等は対象になりません。

耐震診断をしなくても
助成が受けられるよ！

倒壊する可能性がある木造住宅です。

- ※ 容易な調査票により、一見して倒壊の危険性があると判断できるもの若しくは壁の割合が 0.8 未満のもの（調査票はどなたでもご記入いただけます。）
- 又は、
耐震診断者による耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満のもの



3 どんな人が助成を受けられるの？

助成の対象となる木造住宅を所有しており、市税の滞納がない方です。

- ※ 所有者が複数いる場合は、所有者全員から除却実施についての同意が必要です。
- ※ 販売目的又は、法人の方は対象外です。

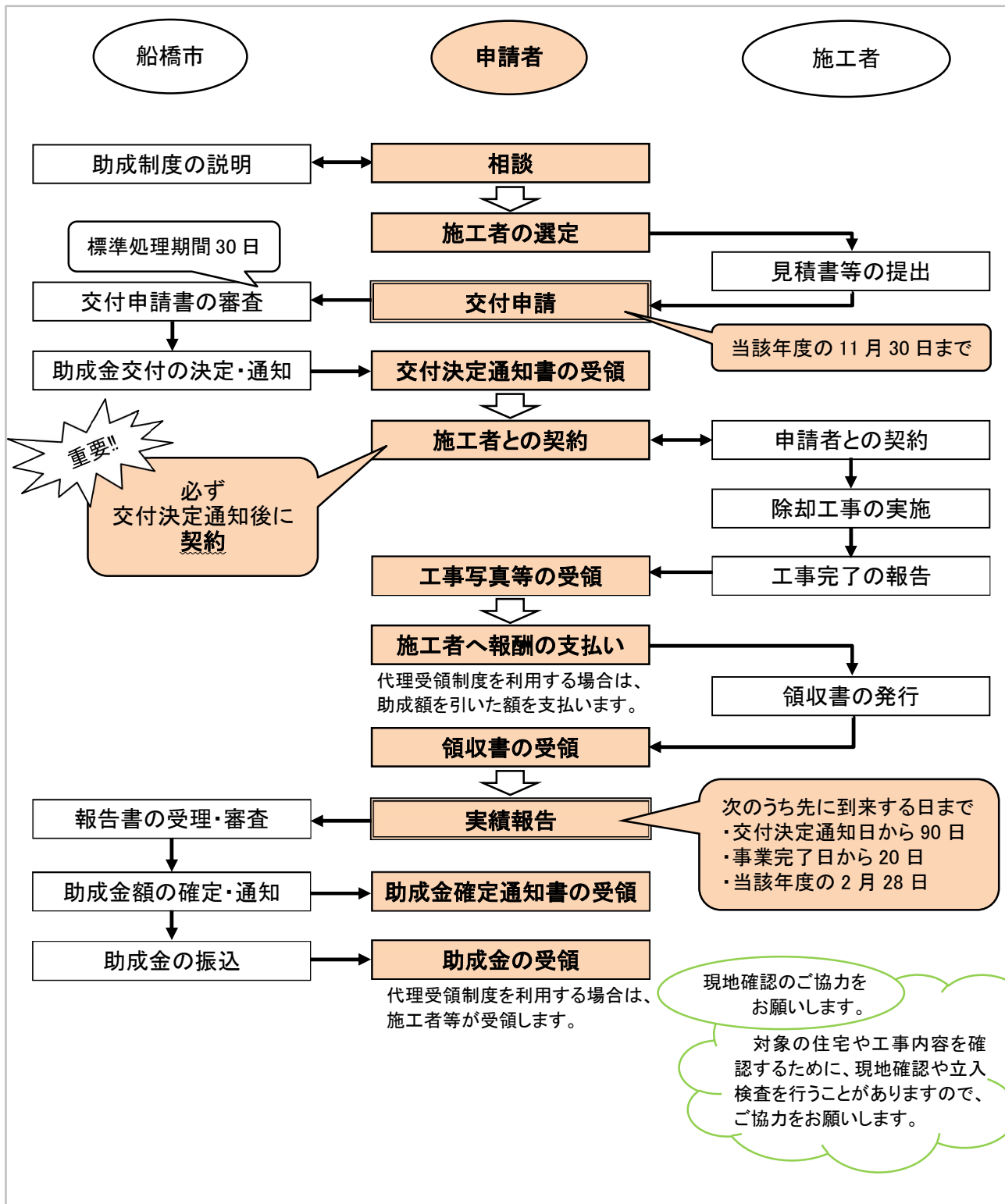
4 除却工事は誰がやってもいいの？

建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業に限る）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の解体工事業者の登録
のいずれかを受けている者です。

5 手続きの流れは？

次の図をご覧ください。

※ 契約は、交付決定通知後に締結してください。交付決定前に工事の着手や契約を締結したときは、助成金を交付できません。



手続き時の提出書類

助成金の交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出してください。

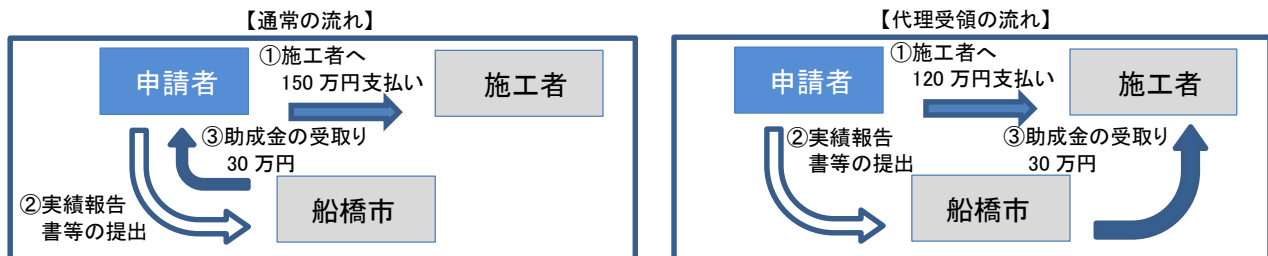
時期	提出書類
交付申請時	① 交付申請書(第1号様式)
	② 住宅の登記事項証明書(申請日から3か月以内のもの)
	③ 住宅の耐震診断結果報告書または耐震診断調査票
	④ 住宅の図面及び外観写真
	⑤ 除却工事の見積書(写し可)
	⑥ 施工者の建設業の許可書、又は解体工事業の通知書の写し
	⑦ 市税を滞納していないことを証する書類(市税納付確認書(市指定書式))
	⑧ 所有者が複数いる住宅である場合は、除却の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類
	⑨ 相手方登録申請書(市指定書式)
	※ 代理受領届出書(代理受領制度を利用する場合)
実績報告時	① 実績報告書(第6号様式)
	② 住宅を全て除却した状況が確認できる写真
	③ 除却工事の契約書の写し
	④ 除却工事の領収書の写し

※ 申請者以外の方が申請や報告をするときは、委任状が必要となります。

※ 要件等を確認するために、上記以外の書類の提出を求められることがあります。

<代理受領制度について>

申請者が除却にかかった費用を施工者に支払う際に、かかった費用から助成金額を差し引いた残額を施工者へ支払い、助成金は、船橋市から直接施工者へ支払う制度です。この制度を利用することで、申請者は除却費と助成金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。制度を利用する場合には、交付申請書の「代理受領制度を利用する」にチェックをし、代理受領届出書を提出してください。



代理受領のフロー図（除却工事費150万円、助成金30万円の場合）

(令和8年4月発行)